

みらい保育園 重要事項説明書

令和7年度

1 事業所の名称等

設置者 社会福祉法人豊響会 (ホウキョウカイ)
 代表者名 理事長 小野 淳一
 施設名称 みらい保育園
 所在地 さいたま市緑区大間木2丁目25番地26
 電話番号 048-873-3363

2 施設の目的及び運営の方針

目的	みらい保育園（以下当園という）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	1. 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下園児という）の最善の利益を考慮し、子どもの幸せを積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
	2. 当園は保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもと園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
	3. 当園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携をはかりながら園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対し、支援等を行うよう努めるものとする。
	4. 当園はさいたま市が定める児童福祉法に基づく運営の基準条例、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

3 提供する保育の内容

当園は保育所保育指針の基づき以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

1. 支給認定を受けた保護者に対し当該支給認定における保育の必要量の範囲内において保育を提供する。
2. 延長保育
やむおえない理由により1.の範囲を超えて保育を必要とする場合は5に規定する時間の範囲で延長保育の提供をする。
3. おやつを提供
4. その他保育に係る行事等

4 職員の職種及び員数

職種	施設長	事務長	保育士	専門職員	保育補助員	看護師	管理栄養士	調理師
員数	1	1	21	2	1	1	1	3
職種	保育事務員	経理事務員	合計					
員数	1	1	33					

5 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

当園の利用定員は次のとおりとする。

学齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	9人	18人	18人	18人	18人	19人	100人

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日を除く。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は次のとおりとする。

1. 標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。やむをえない理由で上記時間外の保育が必要な場合は18時30分から19時30分までの範囲内で延長保育を提供する。

2. 短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で支給認定保護者が必要とする時間とする。やむをえない理由で上記時間外の保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで、また16時30分から19時30分までの範囲内で延長保育を提供する。

3. 土曜日は標準時間、短時間ともに延長保育は提供いたしません。

8 利用者負担その他の費用の種類

種類	内 訳 ・ 金 額
保育料	保育料は支給認定を行った市町村が定める規程で納めてください。
延長保育料	1回、15分ごとに200円（月極30分ごとに3,000円）月末締め翌月請求とする。
雑費	3歳児以上 給食費月額7,500円、絵本代月額480～670円、園服・帽子・教具代として8,000円程度
	3歳児未満 ふとんリース代月額770円、絵本代月額420～460円、スモック・帽子・教具代として5,000円程度
	その他行事1回につき500～2,000円程度
上乗せ徴収	なし

9 利用の開始に関する事項

当園はあらかじめ利用申込みを行った支給認定保護者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

10 利用の終了に関する事項

当園は以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

1. 園児が満6歳になったとき。（ただし6歳になった年度の3月31日までは保育の提供をする。）
2. 支給認定保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
3. その他利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

11 安全計画について

当園では下記項目についてマニュアルを策定し全職員が共有を図っています。

1. 施設設備、散歩コースの点検
2. 重大事故防止（午睡・食事・プール水遊び・園外活動）
3. 災害時
4. 119番救急対応
5. 不審者対応

1.2 緊急時における対応方法

1. 当園職員は、保育の提供時に園児に病状の急変、その他緊急事態が生じた時はすみやかに提携医院または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
2. 保育の提供により事故が発生した場合は、支給認定を行った市町村及び園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 当保育室は事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。
4. 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行うものとする。

1.3 非常災害対策

消防計画	さいたま市緑消防署 平成30年2月21日届出 防火管理者 小野 淳一
防災計画	火災・地震・風水害の対策として防災計画に基づき避難訓練を毎月実施する。
防犯計画	不審者対策として防犯計画に基づき避難訓練を定期的実施する。
防災設備	自動火災報知器・ガス漏れ報知器・非常警報装置・セコム防犯システムによる非常通報装置・不審者撃退器具・消火器・誘導灯・感染症予防空気清掃機
避難場所	第1次避難場所⇒園グラウンド 第2次避難場所⇒水深中央公園 第3次避難場所⇒さいたま市立尾間木小学校

1.4 虐待防止のための措置

1. 当園は園児の人権擁護及び虐待防止をはかるため、責任者の設置やその他必要な体制の整備を行うとともに、職員研修の実施など必要な措置を講じるものとする。
2. 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に務め、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

1.5 記録の整備

当園は保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、5年間保存するものとする。

1. 保育の実施に当たっての計画
2. 提供した保育に係る記録
3. 市町村への通知に係る記録
4. 金銭に係る領収書などの記録
5. 保護者からの苦情等の内容記録
6. 事故報告書並びに再発防止策記録

1.6 個人情報の取扱い

入所申込み書等の個人情報は、保育運営に必要な連絡やサービスに限って使用するものとする。

詳細は別紙「みらい保育園における個人情報保護の方針」を参照ください。

1.7 秘密の保持

事業者及びその職員は、正当な理由がなく乳幼児を保育するに当たって知りえた秘密（個人情報を含む）を漏らしてはならない。また職員の退職後も業務上知りえた秘密を漏らさないよう必要な措置を講じるものとする。

1.8 苦情等の受付に関する事項

1. 保護者からの苦情等受付窓口
事務長 小野淳一 連絡先携帯080-5062-7950
2. 保護者からの苦情等解決責任者
園長 渡辺真代 連絡先048-873-3363
3. 保護者からの苦情等の内容を記録し、必要に応じて市町村保育課と相談し必要な措置を講じるものとする。

1.9 第三者委員の設置

当園では第三者委員を二名配置し諸問題の解決を図ります。

委員名	連絡先
宮武貞雄	連絡先090-7208-4792
栗原敏明	連絡先090-8720-6653

2.0 その他保育施設の運営に関する重要事項

項目	内 容
乳幼児健診	保育園内において年2回全園児さんの健康診断を実施いたします。 嘱託医 高橋内科クリニック 鄭（てい） 医院長 さいたま市緑区東浦和4-5-7
歯科検診	保育園内において年1回全園児さんの歯科検診を実施いたします。 嘱託医 おおしま歯科クリニック 大島医院長 さいたま市緑区東浦和5-12-6-201
賠償保険	1事故3億円 身体1名1億円 財物300万円
傷害保険	入院1日2,000円 通院1日1,000円 死亡300万円
食品衛生責任者	石川 彩子
保護者評価アンケート	みらい保育園では定期的に保護者さまからアンケート方式による評価をいただき、より良い保育園づくりに役立てております。

2.1 入所契約について

当園の入所は所定の申込み用紙ご記入の上、記載の会則をよくお読みになり、同意事項にご署名捺印をもって提出後、正式入所といたします。